



114  
A 651

114  
A 5032

田川 西澤 澤本 年三 昨午 昨午 昨午

敬言視總監西山志澄

大隈總理大臣殿

光親展

一月

巴 附 口



114  
A 651'

114  
A 5032



集卷人名  
二月五日

佛友徳国民回魯会集卷

昨日午前九時ヨリ日本橋区品川柳屋ニ於テ佛友徳国民回魯会集在池人名、者集卷業鴨池精舎耶蘇友ニ海師排作ノ事ニ關スル協議ノ結果内務大臣ヲ訪問シテ協議ヲ為シ午後三時退散シ、而シテ内務大臣領受議案ニ在リ如シ

- 西澤善七
- 小川專助
- 田卷吉三郎
- 林 久三郎
- 津田七太郎
- 大久保謙三郎
- 石垣元七
- 藤野信七
- 外村巳右
- 鹿島金三郎
- 村野久三郎

佛友徳国民回魯会集議案

一、佛友徳国民が巨萬ノ資本ト成シテ、努力ヲ投シテ政府ヲ

佛友徳国民回魯会集議案

光緒

佛友徳国民回魯会集議案

獄友海事業ヲ助ケ素ク其情望ヲ顧ミテ今回業鴨次獄友  
ニ於テ友海師管理者大分派本願寺ノ承諾ヲ得テ其派也  
ハ佛友ニ海師四名ヲ強迫シ故ナクシテ業鴨辭職セシメ同時  
ニ耶蘇友牧師一名ヲ以テ之ニ充テシメタルコトニ之ヲ事業  
ニ徴シ偏曲ノ情ナルコトヲ認ムル事

一 友海師友ニ海ヲ以テ苦感セラレ佛友儀式ヲ用ヒ佛友ニ理ヲ  
信仰セシモノト爲シ一教會シテ基督友ニ海ヲ授ケ且獄  
友對テ利用シテ其説友ニ然應聴聞セシムルニ信友自他ヲ  
見解トシテは何ヲ東傳スルモノニシテ即佛友信者カは何ヲ  
迫ラズセラレタルモノナルコトヲ認ムル事

一 已上ノ事業ニヨリテ今回ノ事件ハ耶蘇友徒カ政治上ノ權  
力ヲ濫用シテ種々ノ見解ノ下ニ其友ノ宣信ニ私シ佛友者  
ノ既ニ業ニ着手セル社会的事業ヲ侵害スルモノナルコトヲ

認ムル事

一 已上ノ事業ハ關シテ當局者ノ種々ノ口實ノ下ニ之ヲ辯護  
シ政治ニカナル已上ノ當局者ハ政權ヲ以テ宗友ノ神聖ヲ蹂躪  
スルモノニシテ將來政友混同ノ備ヲ促ルモノナレハ本會ニ飽マ  
テ當局者ノ責任ヲ問フ事

一 業鴨次獄友海向類ヲ導キ以テ後改正條約實施ノ  
準備トシテ當局者ヲシテ政友向ノ關係ニ於テ割捨タル規  
定ヲナサシムル事

一 今回ノ運動ハ大日本佛友青年會ノ極意ニ賛同シ絶  
對勵一致其意見ヲ貫徹スル事

佛友後國民回身在綱領

一本會ハ佛友後國民回身在綱領ス

- ニ本会ハ僧侶ヲ除キ佛友若宗徒及通佛友の道德感化ヲ更ケタルモノヲ以テ組織ス
- 三本会ノ目的ハ佛友本業ノ面目ヲ發揮シ其感化ニヨリテ先ツ國民ノ一被カク華國ニシ漸ク帝國ノ術ヲ濫シテ國家ノ獨立ト本会ノ文明トニ資セントスルニアリ
- 四右ノ目的ヲ達センカ爲ニ本会カ着手スルノ事業ノ方針ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - (一) 若宗僧侶ノ獎勵シ其學徳ヲ修メ其品位ヲ高メシメ又其徳業ノ惡弊ヲ改良セシムルコト
  - (二) 政府ヲシテ佛友ヲ公認友ヲラシムルコト
  - (三) 政府ヲシテ連カニ宗友ニ當スル必要ヲ了ラシムルコト
  - (四) 政府ヲシテ公認友ヲ保護セシムルコト
  - (五) 又其監督ヲ設セシムルコト
  - (六) 殖産興業ノ道ヲ探ルルコト

(一) 本会ハ佛友ノ研究シ法会的慈善の事業ヲ興スルコト

(二) 佛友ノ繁榮ヲ妨ケントスル不正ノ行爲ヲナスモノアルヲ見認ムルトキハ官民ノ區別ナリ自衛上排斥スルコト

五本会ハ佛友若宗ノ回合ニ勿論他宗友ト雖宗義及ニ宗制上我國体ト衝突セサル宗派ニ相提攜シテ法会ノ改善ヲ謀ラシムルコトヲ期ス

假略則

第一條 本会ハ會長一右評議員ニ由リテ選定シ會長ハ其職務ノ責任ニ當ラシメ評議員ハ其職務ニ當ラシム

第二條 本会ハ本部ヲ東京ニ置キ右府縣ニ支部ヲ設ケ支部ニ委員ニ名ヲ置キ

第三條 僧侶ヲ除キ佛友ニ結スルモノハ何人ト雖入会ヲ許ス  
第四條 本会ニ創立ニ事負ニ担夫ヲ指定シ細則ニ遵テ  
他本会成立ニ事ルマデノ一切事務ヲ担セシム